

松戸市空家等対策計画（案）
パブリックコメント（意見募集）手続きの実施結果を公表します

松戸市空家等対策計画（案）の策定にあたり、市民の皆様からご意見を募集したところ、6名の方からご意見をいただきました。ご意見の提出ありがとうございました。

お寄せいただいたご意見を整理し、市としての考え方をまとめましたのでお知らせいたします。

パブリックコメント手続き実施結果の概要

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 意見募集期間 | 平成 29 年 1 月 16 日(月)から平成 29 年 2 月 15 日(水)まで |
| 2 | 意見提出者 | 6 名 |
| 3 | 意見総数 | 49 項目 |
| 4 | 意見取り下げ | 0 項目 |
| 5 | 回答数 | 49 項目 |
| 6 | 意見内容及び回答 | 下記のとおり |

No.	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
1	P 2 第 1 章 2. 計画の位置付け 計画期間	計画期間 5 年で何ができるか。達成目標、評価基準はあるのか。	計画期間につきましては、計画書の P2 に記載のとおり、関係計画との整合を図り 5 年としておりますが、計画書案 P44 の「松戸市空家等対策の基本的な考え」のとおり、取り組みを進めてまいります。	無
2	P 4 第 1 章 4. 計画対象エリア ■ 計画対象エリア（松戸市全域図）	「対象区域は松戸市全域」ならば掲載する必要はない。何か掲載する意味があるのか。	「空家等対策計画」は法定計画であるため、法に基づき、対象区域を定めています。行政区域ではなく、重点地区のみを対象とする場合もありますが、本市は市全域で取り組んでまいります。	無

No.	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
3	P 6 第1章 6. 対象とする空家等の種類 (1)空家等 最後の3行	<p>共同住宅の空室が多く、防犯、衛生、景観等、まちづくり上、支障が出ているのではないかと。松戸市は持ち家の中でも集合住宅が多いという特徴がある。共同住宅、集合住宅の空室についても計画に盛り込まなければ意味がない。集合住宅の空室対策がない空家等対策計画は実効性がない。集合住宅に居住する市民の関心や協力を得にくいのではないかと。</p> <p>また、集合住宅に関して、管理不全な空家をどう考えるか。</p>	<p>「空家等」の定義として、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第1項において、『建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの』とされているため、共同住宅の全室が使用されていない場合に指導・勧告・命令等の措置の対象となりますが、所有者等や市民の皆様からの、賃貸・売却・管理不全などの相談には、NPO や協定を締結している事業者等と連携を図り、状況に応じて対応してまいります。</p>	無
4	P 9 第2章 1. 松戸市の空家の状況（住宅・土地統計調査等） (1)住宅総数、空家数及び空家率の推移 4～7行	<p>千葉県空家率が減少した理由をどう考えるか。全国平均よりも、住宅需要があるということか。</p>	<p>住宅・土地統計調査に基づく数値等を用いているため、空家等の減少理由の要因を検証することは困難であります。</p>	無
5	P 15 第2章 2. 松戸市空家実	<p>「一時現在者のみの住宅」の意味が分かりにくい。中央にある表は、表全体のタイトルとして「居住世</p>	<p>出典資料を引用しておりますので、ご意見は今後の参考にさ</p>	無

No.	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	態調査 (1)調査概要 3)調査区域及び 調査対象空家 下から4行目	帯のない住宅」とし、 <u>居住世帯のない住宅分類</u> <u>住宅の種類</u> の <u>定義</u> を取ると見やすくなる。	させていただきます。	
6	P 1 7 第2章 2.松戸市空家実 態調査 (2)調査内容 3)現地調査 ■現地調査状況 写真	どうしても載せるなら、調査員の様子より、空家(モザイクをかけて)に向かっている調査員の後ろ姿でよいのではないか。調査員のアップは写真撮影しているところだけで充分である。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。	無
7	P 2 1 第2章 2.松戸市空家実 態調査 (3)調査結果 3)空家総数	円グラフには、%しか載っていない。円グラフそのものが割合を見せるものなのだから、空家数の方が適切である。P22の円グラフのように、%と実数両方を必ず載せるようにしてはどうか。 枠内「空家の状態分類」をとり除き、棒グラフの棒のそれぞれに空家の状態分類を入れた方が見やすい。	円グラフにつきましては、ご意見のとおり修正させていただきます。 棒グラフにつきましては、ご意見を今後の参考にさせていただきます。	有
8	P 2 3 第2章 2.松戸市空家実 態調査 (3)調査結果 4)老朽危険度の 判定状況	棒グラフ A判定 B判定 C判定 D判定の下に判定区分を縦書きで入れる。	ご意見を参考に修正させていただきます。	有
9	P 2 5 第2章 2.松戸市空家実 態調査 (3)調査結果	字名の文字が小さすぎて読めない。市民にも関心の高い情報と思われるので、見聞きで2ページを使って掲載してもらいたい。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。	無

No.	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	5)町別の空家の分布状況			
10	P 2 6 ~ 2 7 第2章 2. 松戸市空家実態調査 (3) 調査結果 ■町別の空家総数の状況	町別の空家の状況資料は、各町会の面積に差があるため、件数別であると実情が見えない。空家の割合や世帯を分母にした統計資料が必要であると感じる。	空家等実態調査の報告書につきましては、市ホームページで公表をしておりますので、そちらを参照ください。統計資料につきましては、ご意見を今後の参考にさせていただきます。	無
11	P 2 6 P 2 7 P 2 8 第2章 2. 松戸市空家実態調査 (3)調査結果 5)町別の空家の分布状況	地図上の字名の文字が小さすぎて読めない。文字を大きくされたい。スペースのないところは線で引っ張って外に出す。	ご意見を参考にさせていただきます。	無
12	P 2 9 第2章 2. 松戸市空家実態調査 (3)調査結果 6)地区別の空家の分布状況 ■地区の分類	読みにくい。「三矢小台1~5丁目」というようにまとめて、文字数を減らし、行間を空ける。 小金と北部が大きすぎる。この地区名は、どういう根拠か。支所の分類で地区を定めればよかった。せめて地区名を再考されたい。 北部 → 上本郷・稔台、高木第一 → 常盤平・小金原、高木第二 → 五香六実、小金 → 小金・新松戸、としてはどうか。計画(案)は馴染めない。	町丁目の表示については、ご意見のとおり修正させていただきます。 地区名については、今後の参考とさせていただきます。	有
13	P 2 9 第2章 2. 松戸市空家実態調査	分析の指標で道路種別の割合(1項5号、2項)と記載してあるが、ともに専門用語であり、説明がないとわからない。略さない	ご意見のとおり修正させていただきます。	有

No.	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	(3)調査結果 6)地区別の空家の分布状況	で建築基準法第42条第1項第5号・同法第42条第2項と表示し、内容も提示した方がわかりやすい。		
14	P30 第2章 2. 松戸市空家実態調査 (3)調査結果 6)町別の空家の分布状況 ■分析指標一覧	見開きで横に長い表にされたい。表中の赤字の説明がないので、その意味を記載されたい。	本文中に引用した数値を赤字で記載しております。	無
15	P30 第2章 2. 松戸市空家実態調査 (3)調査結果 6)地区別の空家の分布状況 【高齢化率と空家率】	高齢化率が最も高い高木第一は、URなどの集合住宅の居住者を除いての高齢化率を基に考えたほうがよいのではないか。全市的に集合住宅の居住者を除いての高齢化率を導いた上で相関性を再考されたい。	平成22年国勢調査を元に地区別の高齢化率を集計しており、集合住宅を除くことができませんが、ご意見は今後の参考にさせていただきます。	無
16	P33 第2章 2. 松戸市空家実態調査 (3)調査結果 6)地区別の空家の分布状況	「空家率の高い要因の一つとして1項5号道路があると想定される」と記載されているが、P34の記載されている内容みたいに、なんで多いかの理由が記載されていないので記載してほしい。	ご意見のとおり1項5号道路について以下のように記述の追記をいたします。 「同地域では1項5号道路の割合が高い傾向がみられ、空家率の高い要因の一つと考えられる」	有
17	P38 第2章 2. 松戸市空家実態調査	この場合の「除去」とはどういうことを指すのか。家屋の解体か、空家状態を解消することか、定義づけをしなくてよいのか。	家屋の解体を示しています。	無
18	(4)空家の所有者	空き家の撤去が進まない理由と	税務部局と連携し、	無

No.	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	意向 5)空家の管理を行っていない理由 3行目	して、解体費用に加え、撤去後に固定資産税の問題があるのではないのでしょうか。必要な措置を具体的に、わかりやすく示してください。	取り組みを進めてまいります。	
19	P 3 9 第2章 2. 松戸市空家実態調査 (4)空家の所有者意向 6)今後の空家の予定 ■空家の今後の予定	帯グラフの右横にある色の口、番号、説明(ex.■1 賃貸する)を大きくする。 ■3 と■4 の行間を開け、他と揃える。	ご意見のとおり修正させていただきます。	有
20	P 4 0 第2章 3. 空家等における課題及び対策の方向性 ＜適正な空家等の管理についての対策の方向性＞ ・空家化を未然に防ぎ、良質な住宅ストックを形成	高齢、独居などの世帯が、住めなくなったときのサービスが必要である。除却までの間に、住宅の内外の清掃など整備を行うサービスを確立することが必要である。入院など期間未定の一時的不在にも対応することで地域の安全にも繋がる。高齢者のための施設入所する際に本人及び家族に自宅のケアについて、施設から声かけしてもらい、あるいは、それまでの在宅のケアマネから促してもらいことなどを具体的に考えてはどうか。	ご意見は今後の参考にさせていただき、庁内関係部局及び松戸市空家等対策協議会と連携してまいります。	無
21	P 4 1 第2章 3. 空家等における課題及び対策の方向性 ＜跡地の利活用についての対策	共同利用の場合、地権はどのようになり、固定資産税の納税義務者は誰になるのか。地価が高い都市部は、所有者不明土地の発生が地方の過疎地帯よりは多くない。共同利用できる跡地がそんなに発生するだろうか。	共同利用については事例として記載しております。	無

No.	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	の方向性> ・地域等による跡地の利活用の支援			
22	P 4 2 第 2 章 3. 空家等における課題及び対策の方向性 ●課題 3 : 空家に関する相談への対応 ・空家等の利活用を図るために	市内の空家の多くが、P23 にあるように老朽化しているのではないか。リフォームに耐えられるのか。	ご意見のとおり、市内の空家は昭和 56 年以前の建築のものが多く、利活用等に耐えられないものが多いことが考えられますが、今後は、老朽化する前に空家の利活用をスムーズに行い、空家化を未然に防ぐことも重要であるため、利活用や相談への対応を図ることを課題と捉え取り組みを進めてまいります。	無
23	P 4 2 第 2 章 3. 空家等における課題及び対策の方向性 ●課題 3 : 空家に関する相談への対応 <相談体制についての対策の方向性> ・相談窓口、体制の整備	高齢者に対応できるような、傾聴にすぐれ、分かりやすく話せる技術を持った相談者が求められる。そのような相談者を育成していくことが行政の役割となる。	ご意見は今後の参考にさせていただき、庁内関係部局及び松戸市空家等対策協議会と連携してまいります。	無
24	P 4 3 第 2 章 3. 空家等にお	具体的に何を期待しての記載か。居住希望者を受け容れるコミュニティという意味か。	課題 2 を、「 <u>地域コミュニティ</u> の維持・継続」	有

No.	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	<p>る課題及び対策の方向性</p> <p>●課題3:空家に関する相談への対応</p> <p>地域コミュニティの維持・継続</p>		<p>に修正します。</p> <p>課題3を、「<u>空家の流通促進</u>」に修正します。</p>	
25	<p>P 4 4</p> <p>第3章</p> <p>1. 松戸市空家等対策の基本的な考え</p> <p>5～6行目</p>	<p>また、利活用が可能な空家等については、空家等の所有者等に対する適切な情報提供やNPO法人や各専門家団体等の相談窓口の拡充により市場流通化を促進します。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>また、利活用が可能な空家等については、空家等の所有者等に対する適切な情報提供や、NPO法人や各専門家団体等の相談窓口の拡充により、市場流通化を促進します。</p>	<p>ご意見のとおり修正させていただきます。</p>	有
26	<p>P 4 5</p> <p>第3章</p> <p>2. 空家等に関する対策における各主体の役割</p> <p>(2)市及び市長の役割</p>	<p>今以上に空家を増やさないように、市民からの通報だけではなく、定期的に空家の現状調査を実施した方がよいのではないかと。</p>	<p>本計画の見直しと、住宅・土地統計調査の結果が公表される5年後に、改めて実態調査を実施する予定です。</p>	無
27	<p>P 4 5</p> <p>第3章</p> <p>2. 空家等に関する対策における各主体の役割</p> <p>(3)地域の役割</p> <p>「空家等の発生・放置が起こらな</p>	<p>居住していた高齢者が他界し、受け継いだ子ども等が離れて暮らしている場合には、町会費等の納入も回覧板の回覧もなくなり、空家周辺の住民も連絡を気軽に取れなくなる。継承者に地域コミュニティに連絡先を通知されたい旨を知らせるのはまずは行政ではない</p>	<p>ご意見は今後の参考にさせていただきます、庁内関係部局、地域と連携を図り、意識啓発に努めてまいります。</p>	無

No.	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	いよう」	か。		
28	P 4 6 第3章 2. 空家等に関する対策における各主体の役割 (6)協議会の役割	協議会に空家で困った経験を持つ市民を入れるべきである。体験、経験を会議に生かすことを考えているのか。 協議会委員の女性率が低すぎる。充て職が多い協議会で、充て職は男性ばかりなのだから公募市民は女性にするべきではなかったか。追加募集はできないのか。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。	無
29	P 4 6 第3章 2. 空家等に関する対策における各主体の役割 ■各主体の役割	市、事業者、地域で三角形を図示しているが、市=行政を頂点に置くのは、お上の発想で、本計画の性格をよく表している。	所有者等の責務が最も重要であり、所有者等を中心に、地域、事業者等、行政が共に取り組むという方針をご理解ください。	無
30	P 4 7 第3章 3. 空家対策の方針	今後、発生する空家情報の収集に対する明確な記述がないのは。今回調査では、水道使用者情報が一次情報となっているが、これでは空家になってから一年以上の経過が必要である。住民票の情報(住民基本台帳)もあわせて一次情報とすべきと考える。(住民票の移動は罰則付きの法令でもあり、それもあわせて徹底すべきもの)	空家の定義として、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」の中で、『概ね年間を通して建築物等の使用実績がないことは1つの基準となる』とされており、空家等実態調査では、一年以上使用実績がないことを確認するため、水道使用者情報に基づき判断を行っております。 所有者情報等の把握のため、必要に応じて住民基本台帳の情報等の閲覧を行って	無

No.	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			おりますが、ご意見は今後の参考にさせていただきます。	
31	P 4 8 第3章 3. 空家等対策の方針 (1) 空家化の予防・発生抑制 5行目	「所有者やその家族への相談体制の構築を検討します」とあるが、検討ではなく、「構築します」とし、早急に対応されたい。	相談体制については現在構築を進めているところですが、庁内関係部局と連携し取り組みを進めてまいります。	無
32	P 4 9 第3章 3. 空家対策の方針 (2) 空家等の適正管理の促進 【具体的な施策】	施策に「固定資産税の住宅用地に対する特例措置の停止」を追加すべきと考える。38 ページで「空家の管理を行っていない理由」を挙げているが、現住居との関係や費用の問題であれば、土地を売却し、費用を捻出すればよい問題。土地も含んだ売却を推進する意味でも有効と考える。	特定空家等と認定された空家等については、手続きに基づき、所有者への勧告後に措置が行われない場合、特例の除外を行ってまいります。	無
33		空き家対策について、住民への啓蒙として、積極的に出前講座などに取り組んではいかがでしょうか。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。	無
34	P 4 9 第3章 3. 空家等対策の方針 (2) 空家等の適正管理の促進 【具体的な施策】 9～11行目	住宅が適切に引き継がれるための後に「エンディングノート等への記載など」を挿入し、「住宅が適切に引き継がれるためのエンディングノート等への記載など、意識啓発を行います。」としてはいかがか。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。	無
35	P 4 9 第3章 3. 空家等対策の方針	所有者不明空家を出さないことを適正管理の目標の一つとして、具体的にうたってはどうか。	ご意見は今後の参考にさせていただきます、税務部局と連携し取り組みを進めてまい	無

No.	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	(2)空家等の適正管理の促進		ります。	
36	P 5 0 第3章 3. 空家等対策の方針 (3)空家等の利活用の促進	集合住宅の空き室を借り上げ、家賃助成を行うこともできます。大学生であれば、親の経済的負担も軽減できます。こうした若者向けの具体策は、社会問題になっている脱法ハウスを事実上規制にもなるのではないのでしょうか。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。	無
37		高齢者の住宅を確保する集合住宅の空き家の借り上げや、一軒家をグループホームにすること。「介護保険制度の見直しに関する意見」の中にも、高齢者の住宅として、「低廉な家賃の住まいの場として、全国で増加傾向にある空き家等の既存資源を有効に活用する必要がある」としています。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。	無
38		高齢者が元気に地域で生活するには、日常的なコミュニティは不可欠です。そうした地域の居場所づくりは高齢者で考えると、約1000人に1か所に交流できる居場所が必要といわれています。空き家の有効活用を福祉利用に転換し、子育て真っ最中の方々が気軽に集まり、情報交換などができる子育てサロンまたは高齢者のサロン、地域の方々の作品を展示するギャラリー、デイサービスの福祉利用ができるようにしてはいかがでしょうか。	ご意見は今後の参考にさせていただき、庁内関係部局及び松戸市空家等対策協議会と連携してまいります。	無
39		空き家の増加をプラスにとらえ、セーフティネット住宅を構築していくためにも、空き家対策と	ご意見は今後の参考にさせていただきます。	無

No.	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
		して松戸市独自の住宅リフォームや改修、耐震改修のハードルを下げるなど改築助成を拡充して、次世代に引継がれる住宅保持で空き家を増やさないような対策をとるべきではないでしょうか。		
40	P 5 0 第 3 章 3. 空家等対策の方針 (3)空家等の利活用の促進 【具体的な施策】 下から 8 行目	「小規模多機能型居宅介護を行う通所型の老人介護施設」とあるが、既存の住宅を、車椅子で出入りができ、中でも自由に動けるバリアフリー化するのは、費用がかかりすぎる。介護保険総合事業の、まだ元気な高齢者が集う介護予防の施設の方が可能性が大きい。単に「通所型の高齢者施設」としてはどうか。	ご意見を参考にさせていただきます。	無
41	P 5 0 第 3 章 3. 空家等対策の方針 (3)空家等の利活用の促進 【具体的な施策】	有効利用について 本案にも記述されていますが比較的良質な空き家は市場に流通されるよう業界などの協力が必要ですが、この時業界任せにせず行政が何をするかが、委任者である市民の大きな関心事であり、信頼感を持つことになります。 行政が「個人の財産を増加させる行為には手も口も出さない」と言う原則を狭い意味で解釈すると何もできないかもしれませんが、業者の仲立ち、指導監督の立場で介入することは可能です。 市民の安全を守る立場に立って大胆に、公平に進めていただきたい。 少子高齢化社会で孤立している子供、高齢者が沢山います、子供	ご意見は今後の参考にさせていただき、行政、地域、事業者等が連携、協働して空家等対策を進めてまいります。	無

No.	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
		<p>の貧困、高齢者の孤立は放置できないところに来ています。身近なところに居場所を作っておくことが必要です。</p> <p>木造住宅に携わり松戸市と連携している団体や、町場の大工工務店などは木造住宅の専門家です、この人たちの力と技術を活用することで、町活性化が図られ、作り手と住まい手のよい関係ができるのではないのでしょうか。</p> <p>最後に空き家がなぜ発生し貴重な財産が、松戸市という都市部で放置特定空き家となり、放置されているのかをみんなで考え、市民全体の課題として捉え解決していく努力をすることが、松戸市の掲げる「もったいない運動」にも合致するのではないのでしょうか。このプランが有効に機能し発展することを期待します。</p>		
42	P 5 1 第3章 3. 空家対策の方針	所有者不明対策には取り組まないのか。	相続財産管理人や不在者財産管理人制度等についての記述を追記します。	有
43	(4)管理不全な空家等の解消	<p>「特定空家等に対する措置」代執行までの業務に市のコストはどのくらいかかるのか。段階別にコストが知りたい。</p> <p>税額が3倍になったら、余計に何も対応しないのではないのか。対応したら「3倍」は無しという対応はできるのか。</p>	<p>建物の構造や規模、空家等の所有者の管理の状況によって代執行までの業務に係るコストは異なるため、一概にご提示することは難しい状況であります。</p> <p>また、行政措置を行う前に現状の改善が</p>	無

No.	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
			行われるよう、税務部局と連携し、取り組みを進めてまいります。	
44	P 5 2 第3章 3. 空家対策の方針 (5)跡地の利活用の促進	狭小宅地について 住民の日常的なコミュニケーションは不可欠ですが、お隣が売却したいと思った時に、隣接居住者に声をかけ、隣接者が購入することで、狭小宅地が緩和されます。 これを可能にするために行政が仲立ちをして金融機関を紹介する、利子補給をする制度を作り市民に周知させれば有効と考えます。(ただし面積制限例えば100～200 m ²)その結果親子の同居や駐車場の確保が可能となります。 松戸市の考えている若い世代を呼び込むことが出来ます。	ご意見は今後の参考にさせていただき、各事業者等と連携を図り取り組みを進めてまいります。	無
45	P 5 3・P 5 5 第3章 3. 空家対策の方針	教育委員会に空家情報が必要とされない理由は何か。	来年度、庁内関係部局として生涯学習本部が構成委員になります。	無
46	(6)推進体制の強化 ■空家情報(GIS)活用体系図 ■連携体制イメージ	高齢独居世帯等には、民生児童委員が対応している。地域福祉計画を来年度策定することもあり、健康福祉部も入れるべきではないか。	ご意見を参考にさせていただきます。	無
47	P 5 6 第3章 3. 空家等対策の方針 (6)推進体制の強化 【空家等対策施	情報提供・啓発等による予防・発生抑制 P 4 5にある(3)地域の役割の地域コミュニティ内の連携の強化を促す働きかけを書き込むべきではないか。コミュニティの育成にまで立ち入らないのか。	【空家等対策施策体系図】に「地域コミュニティ・関係団体」との連携を追記します。	有

No.	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
	策体系図】			
48	P 5 7 第3章 4. その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	<p>施策の達成目標、評価基準を数値で示さなければ、計画期間終了時に、実施状況の検証ができない。空家対策は一朝一夕で解消する問題ではない。PDCA を掲げるなら数値目標を明確にされたい。</p>	<p>空家等対策は多岐にわたり短期的な取り組みと併せて中長期的に取り組みを継続し、発展していかねばならないと考えております。</p> <p>その中で、活用の事例や空家に対する要望、相談件数や施策への市民の満足度等を松戸市空家等対策協議会において意見を伺いながら評価し、計画的に取り組んでまいります。</p>	無
49	計画(案)全体について	<p>また、地方創生で国は PDCA を自治体に求めましたが、事業評価への取り組みは、松戸市はそれなりに取り組んできた経緯がありますので、数値による評価基準の設定がなければ、使える計画とはならないことを重ねて指摘させていただきます。このままでは、計画期間が終わったときに、まっとうな評価はできないでしょう。たとえ稚拙であっても、評価基準を示すことを強く求める次第です。</p>	<p>空家等対策は多岐にわたり短期的な取り組みと併せて中長期的に取り組みを継続し、発展していかねばならないと考えております。</p> <p>その中で、活用の事例や空家に対する要望、相談件数や施策への市民の満足度等を松戸市空家等対策協議会において意見を伺いながら評価・検証し、計画的に取り組んでまいります。</p>	無